事業主の皆様へ

木津川市 賃上げ応援 支援補助金





市では物価高騰の中でも市民の暮らしを守り安心して働き続けられる地域
を実現するため従業員の賃上げに取り組む事業者を応援します

1事業者あたり 最大 **50** 万円（1人につき5万円（上限10名まで））

※本補助金は国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用しています

対象従業員

雇用保険の被保険者である従業員

対象事業者

中小企業者のうち、
- 市内に本社または本店を有する法人
- 市内に住所および事業所を有する個人

賃上げの内容

①
令和7年1月1日から令和8年12月31日までに
対象作業員の賃金を5%以上引き上げること

②
引き上げ後の賃金を支払ったこと

事前登録（二次募集）

二次募集開始

交付申請をするためには、事前登録が必要です。
登録後に、事務局から交付対象候補者である旨の決定がされた事業所が交付申請できます。

令和8年（2026年）11月2日 月 午前9時から先着順で受付開始

※事前登録（二次募集）の期限は令和8年11月30日 月 午後5時ですが、予算の上限に達した場合は、
補欠を若干名決定し、予算の執行状況を見ながら受付を締め切ります。

エントリーフォーム

木津川市電子申請システム

https://logoform.jp/form/o966/1543026

申請の流れ

Step 1　事前登録(二次募集)

エントリーフォームから事前登録をしてください。

※事前登録（二次募集）は
令和8年11月2日午前9時から受付を開始します。

※**先着順で受け付け**、予算の上限に達した場合は、補欠を若干名決定し、予算の執行状況を見ながら受付を締め切ります。

※一次募集ですでに事前登録済の事業者は対象外となります。

※登録内容が適当と認められた場合、候補者決定の案内をメールにて通知させていただきます。

エントリーフォーム
https://logoform.jp/form/o966/1543026

Step 2　交付申請

令和8年12月31日までに賃金の引上げを実施し、引上げ後の賃金を支給後、1ヶ月以内に交付申請書兼請求書(別記様式第1号)を観光商工課まで提出ください。

Step 3　補助金の支給

市から「交付決定通知書」が送付されます。
事業者の指定する口座に補助金を支給します。

申請書類について

令和8年12月31日までに賃金の引上げを実施し、引上げ後の賃金を支給後、1ヶ月以内に交付申請書兼請求書(別記様式第1号)を観光商工課まで提出ください。

申請書類

① 交付申請書兼請求書(別記様式第1号)
② 申請書に係る情報を確認できる、次に掲げる書類 <法人の場合> 履歴事項全部証明書の写し （申請日前3か月以内に発行され、かつ、申請日における代表者名の記載のあるもの） <個人の場合> ・申請者の住民票 ・直近の確定申告書（１期分） （創業後最初の確定申告を受けていない場合は開業届の写し※e-TAXの場合は「受付結果(受信通知)が必要)
③ 賃上げ率算定表(別記様式第2号)
④ 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
⑤ 対象従業員に係る賃金台帳その他の賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し
⑥ 当該対象従業員に係る雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
⑦ 誓約書(別記様式第3号)
⑧ 振込先口座の通帳の写し (通帳の表紙および**フリガナ**を確認できるページ)
⑨ その他

※その他要件や手続き等の詳細は、下記ホームページに掲載してある募集要項等でご確認ください。

ホームページ　**木津川市賃上げ応援支援補助金**　検索

お問い合わせ先：　木津川市観光商工課　☎ 0774 – 75 - 1216